

令和3年3月5日

医学科第1学年～第5学年の皆様  
看護学科第1学年～第3学年の皆様

副学長（教育・研究）  
西川 祐 司

### 春季休業及び年度明けの授業開始について

北海道知事は、2月28日までとっていた集中対策期間を3月7日まで延長することとしました。来年度の授業も、今年度の後期同様に分散登校を基本とする方針で検討しております。詳細は改めて通知します。

春季休業の帰省を検討されている方も多いかと思いますが、来年度4月からの授業（特に対面で行う授業）を安全に受講してもらうために、皆さんには、以下の通り14日間の自宅住所における自己検疫をお願いします。

- ① 現在の感染状況を考慮し、自己検疫についての現行の取り扱いを春季休業～年度開始も適用します。北海道外に移動した場合は、帰宅後14日間は自宅待機となります。緊急事態宣言が発出されている地域への移動は慎重に必要性を検討してください。
- ② 令和3年度の授業等開始日と旭川の自宅住所に戻る日は以下のとおりです。自己検疫の開始・完了が遅れる場合は、登校できませんので十分に注意してください。

医学科第2学年～第4学年	授業開始	4月7日（水）		
	旭川の自宅への帰宅期限	3月23日（火）		
看護学科第2学年～第4学年	授業開始	4月7日（水）		
	旭川の自宅への帰宅期限	3月23日（火）		
医学科第5学年～第6学年	実習開始	4月5日（月）		
	旭川の自宅への帰宅期限	3月21日（日）		
- ③ 科目によっては、自己検疫が完了していない場合は、自宅でオンライン授業を受講することが可能です。

### 注意事項

- (1) 学生は、原則として、登校開始日からさかのぼる14日間、旭川市及び周辺地域の自宅住所地に滞在し、健康チェックで問題がない場合に、登校して授業や実習・演習を受けることができます。なお、この期間の北海道内移動は可能ですが、移動においても感染予防には十分注意してください。今後、感染状況の悪化によりさらに厳しく制限せざるを得なくなった場合は、改めて通知します。

- (2) 健康チェックは授業開始後も各自継続して実施してください。
- (3) 授業期間中は、原則として上記自宅住所地にいるようにしてください。
- (4) やむを得ない理由で北海道外に移動する場合は、1週間前までに学生支援課教務係に申告してください（ただし、緊急の場合は事後でもかまいません）。北海道外移動した場合は、帰宅後14日間は自宅でオンライン授業を受講することになります。

【14日間の検疫期間の数え方】

帰宅日 (0日)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	登校日 (15日目)
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	---------------

担当  
学生支援課教務係  
E-mail : [gaku-kyomu@asahikawa-med.ac.jp](mailto:gaku-kyomu@asahikawa-med.ac.jp)